

平成27年度利用者負担（保育料案）について

（1）利用者負担（保育料案）を策定する背景

- ・利用者負担額（保育料）は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、現行の保育所及び幼稚園の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として市町村が定めることとなった。
- ・国が定める水準は、公定価格と同様に最終的には平成27年度予算編成を経て、決定するとしている。
- ・また、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体や事業者等の関係者が準備を進められるよう、国が定める水準の案を示した。
- ・そこで、本市においても、新制度への円滑な移行を図るため、国の案を基に仮案を作成し、事業者・保護者等に示していく。

（2）保育料案の基本的考え方

①国基準の負担イメージについて

認定区分	対象	該当施設・事業	国（国水準）の考え方
1号認定	3歳以上 教育のみ	認定こども園、幼稚園	現行の平均負担水準を基本
2号認定 （標準時間）	3歳以上 保育が必要	認定こども園、保育所	現行の保育制度の利用者負担を基本
2号認定 （短時間）			2号認定標準時間の98.3%を基本
3号認定 （標準時間）	0～2歳 保育が必要	認定こども園、保育所、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）	現行の保育制度の利用者負担を基本
3号認定 （短時間）			3号認定標準時間の98.3%を基本

②国の設定要素

- ・教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮する。
- ・保育認定（2・3号認定）を受ける子どもについては、現行の保育所費運営費による保育料設定を考慮する。
- ・1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とする。

③鹿沼市の設定要素

- ・1号利用者負担額の基準額は、保育料＋入園料の21,000円／月とする。
- ・階層区分の市民税額は、国水準を基準に設定する。
- ・国の階層及び幼稚園保育料の整合性を図るため、収入に応じた多段階化を図る。
- ・居宅訪問型保育、家庭的保育事業は、現在本市においては実施されていないため、保育料の検討は今後に見送る。

④課題等について

- ・多子世帯においては、年少扶養控除の廃止に伴い、負担増となるため、別途検討する。

(3) 今後のスケジュール

- ・仮案については、今後、幼稚園連合会、民間保育連盟等に周知する。
- ・条例等の制定は、3月議会に上程する。